株式会社ウェルクス キャリア事業部

## 労働者派遣法に基づく情報公開について

労働者派遣法第23条第5項に基づき、情報を公開いたします。 (参考 2018年度: 2018年4月1日~2019年3月31日)

事業所の名称:名古屋事業所

事業所の所在地: 〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦1丁目 18-11 CK21 広小路伏見ビル

1	派遣労働者の数	0人(2019年6月1日時点)	
2	派遣先事業所数	0件(2018年度実数)	
3	派遣料金(2018 年度 8H 平均)	<ul> <li>・社会福祉専門職業従事者 0円</li> <li>・一般事務従事者 0円</li> <li>・介護サービス職業従事者 0円</li> <li>・飲食物調理従事者 0円</li> </ul>	
4	賃金(2016 年度 8H 平均)	<ul> <li>・社会福祉専門職業従事者 0円</li> <li>・一般事務従事者 0円</li> <li>・介護サービス職業従事者 0円</li> <li>・飲食物調理従事者 0円</li> </ul>	
(5)	マージン率 (※)	0% ※ マージン率 = (③派遣料金-④賃金)÷③派遣料金	
6	マージンに含まれる費用	※ マーング率 = (③派追科金一④賃金)・③派追科金 ・派遣元事業主として会社負担する健康保険・厚生年 金・雇用保険・労働保険の費用となる社会保険料 ・年次有給休暇取得時の賃金 ・派遣社員に対する登録受付・就業先紹介、就業中フ ォロー・契約更新等の就業管理に関わる費用 ・従業員人件費・オフィス賃貸料・通信費・営業活動 費・事業許可手続費用等の事業運営に関わる費用 ・募集・採用のための求人広告掲載費用 ・研修等に関わる費用	
7	キャリア形成支援制度に関する事項	末尾に記載	
8	その他労働者派遣事業の業務に関し 参考となると認められる事項	社会保険・雇用保険・年次有給休暇・定期健康診断	

## ⑦ キャリア形成支援制度に関する事項

## (1) 教育訓練に関する計画

	1人当たり年間平均実施時間	訓練の方法の別
レベル 1	30分	OFF—JT
(経験年数:0~1年)		
レベル 2	8 時間	OFF—JT

(経験年数:1~2年)		
レベル 3	8 時間	OFF—JT
(経験年数:2~3年)		

※訓練費負担:無償(実費負担なし) ※賃金支給の別:有給(無休部分なし)

(2) キャリアコンサルティング相談窓口:052-218-5751